



特別支援学校における学校環境づくりの推進

- 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業を市町へ委託して実施する場合も補助対象に加えられたい。また、特別支援学校の教育環境改善のための施設整備が進むよう建築単価の見直しによる補助制度の拡充を図られたい。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援のための補助制度の拡充

- 医療的ケア児童生徒の登下校時に、保護者に代わり医療的ケアを実施する看護師の派遣や保護者に代わる事業者が医療的ケア児童生徒および同乗する看護師の送迎を、**県が市町に委託して実施する場合も補助対象とするよう補助制度を拡充**

(2) 施設整備に対する補助制度の拡充

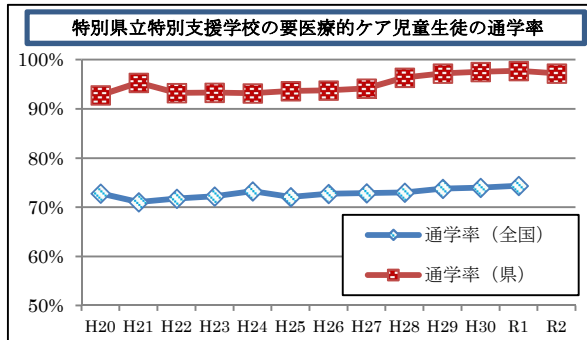
- 特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる**建築単価の見直しによる補助制度の拡充**

2. 提案・要望の理由

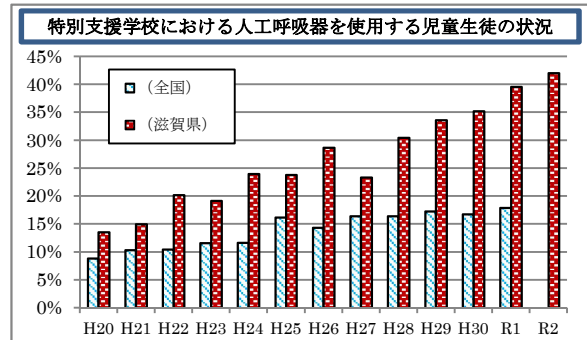
- 本県では、医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援について、就学前・中・後で切れ目なく市町や事業者との関係性を継続するために、市町への委託により実施しているが、現在の国の補助対象は、県が直接、看護師等の配置をする場合の経費に限られているため、補助の対象外である。
- 特別支援学校の「設置基準」への対応や、教室不足の解消に向けた施設整備、ZEB化の取組等を着実に進めるため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の状況



【 高い通学率 】



【人工呼吸器を使用する生徒の増加】

(2) 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者への支援

事業内容

通学途中に医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、看護師が同乗する車両で特別支援学校と自宅等の間を送迎し、医療的ケア児童生徒の通学送迎に係る保護者の負担を軽減する。



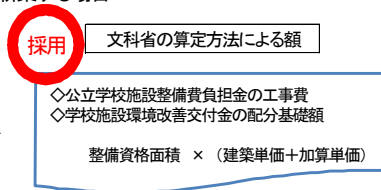
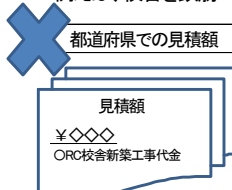
- ・令和2年度から実施
- ・1人あたり年10回(片道)
- ・県と市町、教育と福祉が連携して実施(事業費は県負担)
- ・令和3年度予算:19,616千円

(3) 施設整備に係る補助について

○特別支援学校での教室不足解消に向けて集中的に取り組むための取組計画ロードマップ

| 学校名 | 学部 | 障害種別 | 整備区分 | 年次 | | | | | 施策効果 |
|--------|-----|------|------|----|----|----|----|----|----------|
| | | | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 草津養護学校 | 小中高 | 知・肢 | 増築 | | 設計 | 工事 | 供用 | | 受入人員、教室増 |
| 守山養護学校 | 小中 | 病 | 新築 | 設計 | 工事 | | 供用 | | 管理諸室増 |

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合・・・



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

いずれか少ない方を採用するが、この乖離が大きく実際の費用に比較して負担(交付)額が少ない。

○文部科学省の令和3年度建築単価は 215,500 円/㎡ (特別支援学校・R造) となっている。

○当県での過去の実績 (平成27年度 R造 小中部増築分 (公立学校施設整備費負担金の適用))

実際の工事単価 250,230 円/㎡ > 建築単価+加算単価の計 188,100 円/㎡

担当：教育委員会 教育総務課施設整備係 特別支援教育課企画管理係
TEL 077-528-4516 077-528-4640